

法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可及び認可申請について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、輸送の安全の確保のための適切な事業計画及び事業遂行能力に関する主要事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本光夫

記

- 1 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）
  - (1) 営業区域
    - ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める別表1の営業区域を単位とするものであること。  
ただし、1(4)③により北海道運輸局長が認める地域にあっては、当該地域を単位とするものであること。
    - ② 営業区域に営業所を設置するものであること。
  - (2) 営業所  
配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。
    - ① 営業区域内にあること。  
なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
    - ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
    - ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。
    - ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。
  - (3) 事業用自動車  
申請者が使用権原を有するものであること。
  - (4) 最低車両数

- ① 申請する営業区域ごとに、別表 1 に示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。
  - ② ①により 5 両を超えて配置する営業区域において、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても 5 両以上の事業用自動車を配置するものであること。
  - ③ ①、②については、これらの基準により難しいものとして北海道運輸局長が認める別表 2 の地域については、1 両以上 5 両未満の事業用自動車の配置をすることで足りるものとする。
- (5) 自動車車庫
- ① 原則として営業所に併設するものであること。  
ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で 2 キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
  - ② 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
  - ③ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。  
ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
  - ④ 申請者が、土地、建物について 1 年以上の使用権原を有するものであること。
  - ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであること。
  - ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
  - ⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）の規定に抵触しないものであること。  
なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令の規定に抵触しないものであること。
- (6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設
- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。  
なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
  - ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
  - ③ 事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
  - ④ 申請者が、土地、建物について 1 年以上の使用権原を有するものであ

ること。

- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであること。

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。

- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。

この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき北海道運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。

- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されているものであること。

- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されているものであること。

- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められているものであること。

- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されているものであること。

- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されているものであること。

- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること）。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。

- ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されているものであること。

(8) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触しないものであること。
- ③ 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ④ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(9) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- (イ) 車両費 取得価格(未払金を含む。)又はリースの場合は1年分の賃借料等
- (ロ) 土地費 取得価格(未払金を含む。)又は1年分の賃借料等
- (ハ) 建物費 取得価格(未払金を含む。)又は1年分の賃借料等
- (ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格(未払金を含む。)
- (ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課(1年分)
- (ト) その他 創業費等開業に要する費用(全額)

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されているものであること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。

- (イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。

- (ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同とする。

- (ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

(10) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法(以下「社会保険等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行

する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ホ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (ホ) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に、法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(11) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(12) 適用

- ① 患者等の輸送等特殊なサービスに限る事業については、事業の特性を踏まえて判断することとし、許可に際しては、必要に応じ業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ② 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ③ ②のうち、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省令59号）」第1条第1号に規定する事業用自動車のみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定するに限定する旨の条件を付すこと。
- ④ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すものとする。

(13) 申請時期等

① 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（1(12)①又は③により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可をすることとなる申請を除く。）の受付は行わないこととする。

② 申請内容の確認

申請内容の確認のため、必要に応じヒアリングを実施することとする。

③ 処分時期

原則として随時行うこととする。

ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

2 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1(1)～(9)・(11)～(13)（(12)④を除く。）の定めるところに準じて審査する。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び

活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（北海道運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
  - (ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に北海道運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（北海道運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
  - (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に北海道運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（北海道運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に北海道運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- ⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

### 3 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

- (1) 事業を譲り受けようとする者について、1(1)～(13)の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の1(10)は2(2)とする。）に準じて審査することとする。

ただし、(13)①ただし書きについては適用しない。

- (2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。

ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

- 4 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は第37条第1項）
- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1(1)～(13)の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1(10)は2(2)とする。）に準じて審査することとする。
- ただし、(13)①ただし書きについては適用しない。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1(4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
- ① 既存の一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー事業者を除く。）
- ② 分割会社の50%を超える出資による子会社
- 5 運送約款の認可（法第11条第1項）
- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。
- 6 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）
- 別に定めるところにより行うものとする。
- 7 許可又は認可に付した条件の変更等
- (1) 上記1～4の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1～4の定めるところにより審査する。
- (2) 上記1(12)（①及び③に限る。）に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、特定地域に指定された地域では行わないこととする。
- 8 挙証等
- 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

## 附 則

- 1 タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含むものとする。
- 2 事案の処理に際しては、本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱い（平成14年1月22日付け北自旅二第486号）」によるものとする。
- 3 この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成14年7月1日付け北海道運輸局公示第23号）

この公示は、平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成16年3月31日付け北海道運輸局公示第49号）

- 1 この公示は、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 いわゆる車載自動車に係る事案の処理に際しては、申請窓口に備え置く「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて（平成16年3月2日付け国自旅第211号、国自貨第142号）」及び「車載自動車による旅客及び貨物の運送の細部取扱いについて（平成16年3月2日付け国自旅第212号、国自貨第143号）」によるものとする。
- 3 患者等輸送事業に係る事案の処理に際しては、申請窓口に備え置く「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて（平成16年3月16日付け 国自旅第241号）」によるものとする。

附 則（平成16年7月15日付け北海道運輸局公示第19号）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年12月1日付け北海道運輸局公示第54号）

この公示は、平成16年12月1日から適用するものとする。

附 則（平成17年3月15日付け北海道運輸局公示第74号）

この公示は、平成17年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日付け北海道運輸局公示第13号）

この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

- 附 則（平成17年8月15日付け北海道運輸局公示第31号）  
この公示は、平成17年9月1日から適用するものとする。
- 附 則（平成17年9月15日付け北海道運輸局公示第39号）  
この公示は、平成17年10月1日から適用するものとする。
- 附 則（平成17年10月3日付け北海道運輸局公示第43号）  
この公示は、平成17年10月11日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年1月16日付け北海道運輸局公示第65号）  
この公示は、平成18年2月1日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年2月2日付け北海道運輸局公示第69号）  
この公示は、平成18年2月6日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年2月15日付け北海道運輸局公示第82号）  
この公示は、平成18年3月1日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年3月2日付け北海道運輸局公示第83号）  
この公示は、平成18年3月5日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年3月15日付け北海道運輸局公示第92号）  
この公示は、平成18年3月20日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年3月22日付け北海道運輸局公示第93号）  
この公示は、平成18年3月27日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年3月28日付け北海道運輸局公示第95号）  
この公示は、平成18年3月31日から適用するものとする。
- 附 則（平成18年9月29日付け北海道運輸局公示第31号）  
1 この公示は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。  
2 患者等輸送事業に係る事案の処理に際しては、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号）」によるものとする。
- 附 則（平成19年8月21日付け北海道運輸局公示第29号）  
1 この公示は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適

用するものとする。

- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年7月1日付け北海道運輸局公示第37号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月18日付け北海道運輸局公示39号）

この公示は、平成21年10月5日から適用するものとする。

附 則（平成21年9月30日付け北海道運輸局公示第45号）

この公示は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第85号）

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日付け北海道運輸局公示第64号）

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和元年9月2日付け北海道運輸局公示第49号）

- 1 この公示は、令和元年9月2日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- 2 改正前の公示に基づき、すでに千歳市、恵庭市のいずれも営業区域として事業計画に定めている場合には、その営業区域名は千歳圏と読み替えるものとする。

附 則（令和5年11月17日付け北海道運輸局公示第69号）

- 1 この公示は、令和5年11月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- 2 平成16年3月31日付け北海道運輸局公示第51号「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可及び認可申請の審査基準に係る細

部取扱いについて」は廃止する。

別 表 1

支 局 名	営 業 区 域	最低車両数	対 象 市 町 村
札幌運輸 支局	札幌交通圏	10両	札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く。）、北広島市
	小樽市	5両	小樽市
	千歳圏	5両	千歳市、恵庭市
	岩内余市圏	5両	共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	倶知安圏	5両	蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、寿都町、黒松内町、島牧村
	岩見沢圏	5両	岩見沢市、三笠市
	夕張圏	5両	夕張市、由仁町、長沼町、栗山町、南幌町
	美唄圏	5両	美唄市、奈井江町、月形町、浦臼町
	芦別圏	5両	芦別市、赤平市、歌志内市、上砂川町
	滝川圏 当別圏	5両 5両	滝川市、砂川市、新十津川町 当別町、新篠津村、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域に限る。）
函館運輸 支局	函館交通圏	5両	函館市（ただし、平成16年12月1日に編入された旧南茅部町の区域を除く。）、北斗市、七飯町
	松前圏	2両	知内町、木古内町、松前町、福島町
	檜山圏	2両	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町（ただし、平成17年10月1日に新設された八雲町における旧熊石町の区域に限る。）、せたな町、今金町
	森圏	2両	函館市（ただし、平成16年12月1日に編入された旧南茅部町の区域に限る。）、鹿部町、森町
	八雲圏	2両	八雲町（ただし、平成17年10月1日に新設された八雲町における旧八雲町の区域に限る。）、長万部町
	奥尻島	2両	奥尻町
旭川運輸 支局	旭川交通圏	5両	旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町
	上川圏	2両	上川町、愛別町、東神楽町、東川町
	名寄圏	5両	下川町、名寄市、美深町、音威子府村、中川町
	士別圏	5両	士別市、和寒町、剣淵町
	稚内圏	5両	稚内市、豊富町
	深川圏	5両	深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町
	富良野圏	5両	富良野市、南富良野町、占冠村、美瑛町、上富良野町、中富良野町
	留萌圏	5両	留萌市、増毛町、小平町
	羽幌圏	2両	苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
	枝幸圏	2両	浜頓別町、中頓別町、枝幸町、猿払村
	礼文島	2両	礼文町
	利尻島	2両	利尻町、利尻富士町

別 表

<p>室蘭運輸 支局</p>	<p>室蘭市 登別市 苫小牧交通圏 伊達圏 洞爺湖圏 勇払圏 門別圏 静内圏</p>	<p>5両 5両 5両 5両 2両 2両 2両 2両 5両</p>	<p>室蘭市 登別市 苫小牧市、白老町 伊達市、壮瞥町 豊浦町、洞爺湖町 安平町、厚真町、むかわ町 日高町、平取町 新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町</p>
<p>釧路運輸 支局</p>	<p>釧路交通圏  根室市 厚岸川上圏 阿寒白糠圏  中標津圏</p>	<p>5両  5両 2両 2両  5両</p>	<p>釧路市（ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。）、釧路町 根室市 厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町 釧路市（ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧阿寒町及び旧音別町の区域に限る。）、鶴居村、白糠町 別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p>
<p>帯広運輸 支局</p>	<p>帯広交通圏  広尾圏  足寄圏 清水圏</p>	<p>5両  2両  2両 2両</p>	<p>帯広市、音更町、芽室町、幕別町（ただし、平成18年2月6日に編入された旧忠類村の区域を除く。）、中札内村、更別村、池田町 豊頃町、広尾町、大樹町、幕別町（ただし、平成18年2月6日に編入された旧忠類村の区域に限る。）、浦幌町 足寄町、陸別町、本別町 士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町</p>
<p>北見運輸 支局</p>	<p>北見交通圏  常呂圏  網走市 美幌圏 斜里圏 紋別市 西紋別圏 遠軽圏</p>	<p>5両  2両  5両 5両 2両 5両 2両 5両</p>	<p>北見市（ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。）、 訓子府町、置戸町、北見市（ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧留辺蘂町及び旧常呂町の区域に限る。）、佐呂間町 網走市 大空町、美幌町、津別町 斜里町、清里町、小清水町 紋別市 滝上町、興部町、西興部村、雄武町 遠軽町、湧別町</p>

別表 2

地域		最低 車両数	条件	
			業務の範囲	車体
1	一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。以下同じ。）の営業所が存在しない島しょ部	1両	島しょ部外において法人タクシー事業の営業を行ってはならないこととする。	「〇〇島（島しょ部名）限定」の表示をすることとする。
	北海道との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において法人タクシー事業の営業を行わない旨を示して、法人タクシー事業の許可（営業所の新設に係る事業計画の変更認可を含む。以下同じ。）を受けようとする者の申請があった場合は、最低車両数の基準を右記のとおりとし、本取扱いによる法人タクシー事業の許可の際には、右記の条件を付す。			
2	一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができる。以下同じ。）	2両 ※1両	発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならないこととする。	「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすることとする。
	一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、法人タクシー事業の許可を受けようとする者の申請があった場合は、最低車両数の基準を右記のとおりとし、本取扱いによる法人タクシー事業の許可の際には、右記の条件を付す。  ※交通空白地域が発生するおそれがある市町村から北海道運輸局長に対し、申請者の事業開始又は事業継続について書面による要請があった場合は、最低車両数の基準を右記のとおりとする。			
3	一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域	2両	-	-
	1、2に定める場合を除き、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域の最低車両数の基準を右記のとおりとする。			
4	地域の実情を勘案し、これらの一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない地域に準ずるものとして北海道運輸局長が認める地域	2両	発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならないこととする。	「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすることとする。
	（1）別表1において最低車両数が5両とされている営業区域内の人口が概ね1万人に満たない市町村にあっては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、法人タクシー事業の許可を受けようとする者の申請があった場合は、最低車両数の基準を右記のとおりとし、本取扱いによる法人タクシー事業の許可の際には、右記の条件を付す。  （2）交通空白地域が発生するおそれがある市町村においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、法人タクシー事業の許可を受けようとする者から申請があり、以下の①、②のいずれにも該当する場合は、最低車両数の基準を右記のとおりとし、本取扱いにより法人タクシー事業の許可の際には、右記の条件を付す。 ①申請者の営業所と同一市町村で営業しているすべての一般乗用旅客自動車運送事業者から当該地域の需要に対応できないことが書面により示された場合 ②交通空白地域が発生するおそれがある市町村から北海道運輸局長に対し、申請者の事業開始又は事業継続について書面による要請があること			
5	一般乗用旅客自動車運送事業者が一者しか存在しない市町村	-	-	-
	一般乗用旅客自動車運送事業者が一者しか存在しない市町村において、当該市町村における事業継承にあっては、上記1～4に準ずるものとする。			